



附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日部市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、平成19年4月1日以後の医療から適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。